

事実婚関係に関する申立書・誓約書

厚生労働省の不妊治療の健康保険適用範囲および日本産科婦人科学会の会告に基づき、当院では、一般不妊治療、生殖補助医療およびそれを用いた妊孕性温存療法を行う対象を、「法的婚姻関係にある夫婦」または「それに準ずる事実婚夫婦」としています。

治療によって生まれてくる子供の法的地位安定のため、事実婚関係のある方々には治療開始前に、お二人揃って来院の上、「事実婚関係に関する誓約書」を提出していただくとともに、原則、双方の戸籍全部事項証明書（独身であることが確認できるもの）の提出をお願いいたします。

東京 ART クリニック

- ・私達は、互いに他者と法的な婚姻関係がなく、現在、事実婚関係にあることを申し立てます。
- ・治療によって妊娠し、出産に至った場合には、出生した子について、民法の定めに従い、父となる者は速やかに認知手続を行うことを誓約します。
- ・事実婚関係を解消した場合には、速やかに主治医に申し出るとともに、不妊治療を継続できない場合があることを理解しています。
- ・本申立ては、厚生労働省の保険診療要件および日本産科婦人科学会の指針に基づくものであることを理解しています。

説明責任者 東京 ART クリニック 院長 小川 誠司
説明年月日 年 月 日 説明者 _____
同意年月日 年 月 日
住 所 : _____

本人（診察券番号）： _____ 氏名（自署）： _____

パートナー（診察券番号）： _____ 氏名（自署）： _____

患者様控えは、大切に保管して下さい。